

公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和7年(2025年)8月5日

長野県岡谷警察署長 太田 和徳

記

- 1 入札の目的 空調設備改修工事設計業務の委託契約
- 2 業 務 名 岡谷警察署空調設備改修工事設計業務
- 3 業務箇所名 岡谷市神明町
- 4 業 務 概 要 中央空調方式の更新又は全館個別空調方式(EHP)への改修工事設計業務
- 5 入札に参加する者に必要な資格
長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」すべて満たしていることが必要です。

(1)入札参加資格業種	建築コンサルタント業務
(2)業者登録に関する要件	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所について登録を受けていること。
(3)配置技術者に関する要件	管理技術者として一級建築士を配置できること。
(4)同種業務の実績に関する要件	なし
(5)県業務の契約実績に関する要件	なし
(6)営業所の所在地に関する要件	中信地域(松本、木曾、北アルプス地域振興局管内)又は南信地域(諏訪、上伊那、南信州地域振興局管内)に本店を有する者
(7)その他の参加資格要件	・長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。 ・所属する一級建築士数が2人以上であること。

- 6 業務完成期限 契約日の翌日から約180日間(令和8年2月27日まで)
- 7 前払金
委託契約書(案)第30条の規程に基づき業務委託料の3割の範囲内で前金払する。ただし、業務委託料が50万円未満の業務は除く。

8 部分払

行わない。

9 関係図書等の縦覧期間及び場所等

設計業務委託契約書（案）、設計図書、入札心得及び入札説明書を令和7年8月5日から令和7年8月21日まで次の場所において縦覧に供します。

岡谷市神明町3丁目14番31号

岡谷警察署会計課

電話 0266-23-0110

10 入札の手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年8月25日（月） 午前10時00分

イ 場所 岡谷警察署 3階大会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和7年8月21日午後5時まで提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書類等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査

低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象とはなりません。

11 入札保証金

入札参加者は、入札執行前に入札しようとする者の見積る金額100分の5以上の入札保証金を納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができます。

(1) 入札参加者が保険会社との間に、長野県を被保険者とする入札保証契約を締結し、かつ、当該保証保険契約書を提出して所長の確認を得たとき。

(2) 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと所長が認めたとき。

前各号の一に該当する者が落札した場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、納めさせないこととした金額に相当する金額を納付してください

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書

(2) 同一人が入札した2通以上の入札書

(3) 入札参加者が協定して入札した入札書

(4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書

(5) 記名、押印のない入札書

(6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(7) 業務費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある業務費内訳書を提出した者が入札した入札書

(8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

13 債務負担行為

無

14 契約書作成の要否

必要とします。

15 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

16 設計図書等の優先順位等

入札公告している設計図書等（閲覧設計書、特記事項〈特記仕様書を含む〉、数量計算書、設計図面）について、設計図書等間に食い違いがあった場合、入札見積りに関しての優先順位は、案件ごとの公告文等に特別な記載がある場合を除き、次に記すものを原則とします。なお疑義がある場合は、入札者は質問を提議し、発注者から回答を得るものとしてください。

○食い違いがあった場合の優先順位

- 1 質問回答
- 2 業務費内訳書（金抜）
- 3 業務委託特記仕様書
- 4 基本設計書
- 5 設計図面